

障害によって読書が困難な方への配慮をお願いします

令和6年4月1日から **出版社も合理的配慮の提供が義務化※₁**されました

障害によって読書が困難な方※₂から、購入した書籍のテキストデータや音声データの提供を求められた場合、負担の重すぎない範囲※₃※₄で対応する必要があります。

※₁ 障害者差別解消法第8条第2項

※₂ 視覚障害者、読字に困難がある発達障害者（ディスレクシア等）、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者

※₃ 過重な負担については、個別事案毎に、事業への影響の程度や実現可能性、費用負担、事業規模、財務状況等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。

※₄ 過重な負担に当たると判断した場合、読書が困難な方からの理解を得るため、建設的対話による代替措置の選択も含め、理由の丁寧な説明が必要です。



読書が困難な方に必要な書籍の製作のため、出版社から点字図書館等へのデータ提供にご協力をお願いします

- 点字図書館等※₅は、法令を遵守し、障害によって読書が困難な方のために読みやすい書籍を製作して、提供しています。
- 読書バリアフリー法では、点字図書館等での効率的な製作を促進するため、出版社からのデータ提供の促進が求められています。
- 出版社から点字図書館等へデータを提供することで、より早く読書が困難な方が読書を楽しむことができます。

点字図書館等に認められていること

読書が困難な方の利用に必要と認められる限度において、読書が困難な方の利用しやすい方式（点字図書、録音図書、拡大図書、テキストデータ、マルチメディアデジー、布の絵本等）への複製・変形・翻案※₆や当該複製物をメール送信したり、貸出することが著作権法において可能とされています。

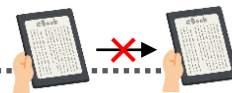
できること

- 点字図書館等は、（読書が困難な方にとって必要と認められる限度において）著作権者等の許諾なしに、書籍を複製できます。また、複製した書籍を元に、他の読書が困難な方の必要な形式に複製もできます。
- 複製した書籍を読書が困難な方へ提供や、貸出ができます。※₇



できないこと

- 読書が困難な方に該当しない方に、複製した書籍を提供や、貸出はできません。
- 出版社等により、読書が困難な方が読みやすい書籍が出版されている場合、複製や公衆送信はできません。（点字は除く）



※₅ 著作権法第37条第3項において複製が認められる、著作権法施行令第2条第1項に定める者（例：公共図書館、学校図書館、大学等の図書館、点字図書館等）

※₆ 平面的な紙の絵本から布の絵本や立体絵本を作成すること、図画の色を変更すること等。

※₇ 読書が困難な方等の利用しやすい電子書籍等に複製した書籍を貸出の他、公衆送信（メール送信、サーバー上での授受）も可能